

磐田市都市の低炭素化の促進に関する法律の規定による 低炭素建築物新築等計画の認定等に係る事務取扱い要領

第1 趣旨

この要領は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「施行規則」という。）に定めるもののほか、法第53条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（以下「計画認定」という。）及び法第55条第1項に基づく低炭素建築物新築等計画の変更認定（以下「計画変更認定」という。）に係る事務処理に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 市長が定める機関による技術的審査

計画認定又は計画変更認定の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、当該認定等の申請を行う前に、法第54条第1項第1号に規定する基準に規定する基準に適合していることについて、平成24年磐田市告示第263号で定める機関（以下「市長が定める機関」という。）に、技術的審査を受けることができる。

- 2 市長が定める機関は、前項の技術的審査の結果、低炭素建築物新築等計画が法第54条第1項第1号に規定する基準に適合すると認めた場合にあつては、適合していることを証する書類（以下「適合証」という。）を申請者に交付するものとする。

第3 都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるもの

磐田市手数料条例別表に規定されている都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項第1号の経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が定める基準のうち市長が別に定めるものは、建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準の一部改正の施行等の準備について（技術的助言）（平成28年1月29日国住建環第53号）の「1. 一次エネルギー消費量及び外皮性能の計画における例外措置について」において規定されるモデル建物法以外の計算方法によるものとする。

第4 所管行政庁が必要と認める図書

計画認定又は計画変更認定の申請において、施行規則第41条第1項の所管行政庁が必要と認める図書は、次に掲げるものとする。

- (1) 市長が定める機関の技術的審査を受けた場合にあつては、市長が定める機関が交付する適合証
- (2) 建築物のエネルギーの使用の効率性その他の性能に関する建築物に係るエネルギーの使用の合理化の一層の促進その他の建築物の低炭素化の促進のために誘導すべき基準（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第119号。以下「技術基準」という。）Ⅰの第2の1-2の(2)に基づき国土交通大臣が認めた場合の住宅にあつては（前号の書面を添付する場合を除く。）、その基準に適合する旨の認定書の写し
- (3) 技術基準Ⅱの第1の6に規定する日本住宅性能表示基準に定める劣化対策等級に係る評価が等級3（以下「劣化対策等級3」という。）に該当する措置をする場合にあつては（1号の書面を添付する場合を除く。）、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第44条第1項に規定する登録住宅型式性能認定等機関が行う住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅又は住宅型式性能認定を受けた型式に適合する住宅の部分を含む住宅にあつては、当該登録住宅型式性能認定等機関が交付する住宅型式性能認定書の写し
- (4) 様式第1号による手数料計算書
- (5) 代理者によって申請を行う場合にあつては、当該代理者に委任することを証する書類（以下「委任状」という。）

第5 所管行政庁が不要と認める図書

施行規則第41条第3項に規定する所管行政庁が不要と認める図書は、前条第3号の住宅型式性能認定書の写しを添付した場合にあっては、認定基準Ⅱの第1の6に規定する劣化対策等級3の確認に必要な図書とする。

第6 認定等の申請に併せて、計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合の添付図書

建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条の3第1項の構造計算適合性判定を要する建築物に係る法第10条第3項（法第11条第2項において準用する場合を含む。）又は法第54条第2項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出は、建築基準法第6条の3第7項の適合判定通知書又はその写しを添えて行うものとする。

第7 書類の提出部数

法、令、施行規則の規定により市長に提出する申請書及び第15と第16の規定により市長に提出する書類の部数は、正本1部及び副本1部、その他の書類にあっては1部とする。

第8 設計内容説明書

施行規則第41条第1項の表（い）項に掲げる設計内容説明書にあっては、低炭素建築物認定申請書作成の手引き（発行 一般社団法人住宅性能評価・表示協会、一般社団法人日本サステナブル建築協会）における設計内容説明書を参考とし、作成するものとする。

第9 低炭素建築物新築等計画の通知

法第54条第3項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への計画の通知は、様式第2号による計画通知書により行うものとする。

第10 不認定通知書

市長は、計画認定の申請において法第54条第1項各号に規定する基準に適合しないと認める場合、又は法第54条第6項（法第55条第2項において準用する場合を含む。）の規定により認定できない場合は、速やかにその旨を様式第3号による不認定通知書により、申請者に通知するものとする。

第11 認定建築主に対する報告の徴収

法第56条の規定による認定建築主（法第55条第1項に規定する認定建築主をいう。以下同じ。）に対する低炭素建築物新築等計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況についての報告の請求は、様式第4号による報告請求書により行うものとする。

第12 認定建築主に対する改善命令

法第57条の規定による改善命令は、様式第5号による改善命令書により行うものとする。

第13 認定の取消し

法第58条の規定により認定を取り消す場合は、様式第6号による認定取消通知書により行うものとする。

第14 認定申請の取り下げ

申請者が計画認定又は計画変更認定を受ける前に当該申請を取り下げようとする場合は、様式第7号の申出書により行うものとする。

2 前項の場合において、認定等に係る申請書の正本及びその添付図書は返却しないものとする。

第15 軽微な変更届

認定建築主は、計画認定又は計画変更認定を受けた認定低炭素建築物新築等計画の施行規則

第 44 条の規定による軽微な変更をする場合は、当該変更に係る工事に着手する前に、様式第 8 号による軽微な変更届に当該変更に係る図書を添えて市長に提出するものとする。

第 16 名義変更報告

認定建築主が、計画認定又は計画変更認定を受けた建築物又は住戸を譲受人に譲り渡した場合は、譲渡人又は譲受人は、単独で又は共同して、様式第 9 号による名義変更報告書を市長に提出するものとする。

第 17 認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめる旨の申出

認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事を取りやめようとするときには、様式第 10 号による申出書に、施行規則第 43 条第 2 項に規定する通知書（法第 55 条第 2 項において準用する法第 54 条第 1 項の規程による変更の認定を受けたものにあつては、当該通知書及び施行規則第 46 条において準用する施行規則第 43 条第 2 項に規定する通知書）を添えて、市長に申し出なければならない。

第 18 工事の完了報告

認定建築主は、認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が完了したときは、速やかに、様式第 11 号による工事完了報告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、添付する書類は次に掲げるものとする。

- (1) 建築基準法第 5 条の 6 第 4 項の規定により定めた工事監理者（工事監理者を定める必要のない工事の場合は、工事施工者）が認定低炭素建築物新築等計画に従って新築等の工事が行われた旨を確認した様式第 12 号による認定低炭素建築物新築等計画に基づく建築物の新築等の工事が行われた旨の確認書の写し
- (2) 工事写真（様式第 12 号で確認を行った部位毎に 1 枚以上）
- (3) 建築基準法第 6 条第 1 項、第 6 条の 2 第 1 項又は第 18 条第 3 項の規定による確認済証を受けた場合は、同法第 7 条第 5 項、第 7 条の 2 第 5 項又は第 18 条第 18 項に規定する検査済証の写し

第 19 認定審査等の事務分掌

法、令、施行規則及びこの要領の規定による計画認定及び計画変更認定等に関する事務の取扱いは、認定に係る建築物の規模により建築基準法令取扱規定（昭和 49 年静岡県訓令甲第 2 号）第 2 条第 1 項の規定による建築主事が行う確認等の範囲に準じ行うものとする。

第 20 書類の処理等

法、政令、省令、細則及びこの要領の規定により市長に提出する書類を受理したとき及び市長が処分したときは、その内容を記録してその処理の経過を明らかにしておくものとする。

2 1 に規定する書類のうち計画認定及び計画変更認定の申請書を受理したときは様式第 13 号による決裁書に記入し、決裁を行うものとする。

附 則

この要領は、平成 25 年 2 月 12 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 16 日改正）

この要領は、令和元年 11 月 16 日から施行する。

様式第 1 号

手数料計算書

1. 申請者

申請者	
-----	--

2. 建築物概要

建築物の名称	
建築物の位置	

3. 認定申請の別

認定申請の別		
低炭素建築物新築等計画の認定申請	(法第 53 条第 1 項)	<input type="checkbox"/>
低炭素建築物新築等計画の変更認定申請	(法第 55 条第 1 項)	<input type="checkbox"/>

4. 手数料計算

	申請の区分		適合証等	評価方法	手数料金額	
1	一戸建ての住宅	1 戸	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準	円	
2	一戸建て住宅 以外の住宅 (共同住宅・複 合建築物)	住戸数	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 性能基準	円	
3		住宅部分の 共用部分		m ²	<input type="checkbox"/> 標準入力法 <input type="checkbox"/> 算出しない	円 二
4		非住宅部分		m ²	<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法	円
5		その他の建築物 (非住宅)		m ²	<input type="checkbox"/> 有・ <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 標準入力法等 <input type="checkbox"/> モデル建物法
6	確認申請手数料 (同時申請がある場合)				円	
手数料金額 計					円	

手数料添付場所

5. 代理者

- イ. 資格
- ロ. 氏名
- ハ. 建築士事務所名
- ニ. 郵便番号
- ホ. 所在地
- ヘ. 電話番号
- ト. E-mail アドレス